

マクデブルクのメヒティルト著『神性の流れる光』
の社会的背景 3
—11 世紀の参事会改革—

狩野智洋

学習院大学外国語教育研究センター
『言語・文化・社会』第 16 号 (2018) 抜刷
2018. 3. 31

マクデブルクのメヒティルト著『神性の流れる光』 の社会的背景 3 —11 世紀の参事会改革—

狩野智洋

1. 序

修道院が修道士らの団体であるのに対し、参事会 (*capitulum canonicorum*)¹ は司祭の団体である。彼らは典礼を執り行うと同時に信徒の司牧も行うので、修道僧に比べ信徒との接点も多くなり、それ故、良きにつけ悪しきにつけ信徒に対する直接的な影響も無視できないものとなる。この参事会が聖俗の権力者達により、宗教的のみならず、世俗の目的にも利用され、本来の目的である典礼の執行にも支障を来すようになり、信徒側からの圧力とローマ・カトリック教会の改革派の主導で改革を迫られた。全ての参事会に於いて改革が実行されたわけではなかったが、この改革運動はローマ・カトリック教会による教会改革の一環でもあり、また民衆の宗教感情に与えた影響も非常に大であった。この流れがマクデブルクのメヒティルトの生きた時代まで繋がって行く。修道院に比べ参事会はあまり目立たない対象ではあるが、中世ヨーロッパの宗教的状

1 参事会及び参事会員については主として以下の文献を参照した。Schmid, Michael: Augustiner-Chorherren. In: Theologische Realenzyklopädie. Studienausgabe. (以下TREと略記) 4. Berlin, New York, 1993, S. 723 - 728. Crusius, Irene:Stift. In: TRE. 32, S. 160 - 167. Marchal, Guy P.: Domkapitel. In: TRE. 9, S. 136 - 140. Schieffer, Rudolf: Kanoniker. In: Lexikon des Mittelalters. Taschenbuchausgabe. (以下LMと略記) 5. München, 2003, Sp. 903f. Becker, Hans-Jürgen: Kapitel, I. Dom- und Stiftskapitel. In: LM. 5, Sp. 938f. Morris, Colin: The Papal Monarchy. The western church from 1050 to 1250. Oxford, 1989, reprinted 2001, S. 74 - 78. (以下PMと略記) Goetz, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. 2., aktualisierte Auflage. Bearbeitet von Elke Goetz. Stuttgart, 2008, 67 - 76. (以下KuIと略記) Föbel, Amalie /Hettinger, Anette: Klosterfrauen, Beginen, Ketznerinnen. Religiöse Lebensformen von Frauen im Mittelalter. Idstein, 2000, S. 22 - 32.

況を論じる上で決して避ける事の出来ない重要な問題なので、本稿でその改革運動と影響について論じたいと思う。

2. 11世紀以前の参事会

司教または主席司祭の指揮の下で共に典礼を行う司祭を表すと考えられる言葉, *canonicus*² が記録された最古の例は535年のフランク王国で行われた公会議においてであるが²、彼ら *canonici* は司祭として典礼を執行し、秘蹟の授与、司牧等を行うと同時に、修道院に類似する集団生活を送り、禁欲、節制に励んだ。その団体を参事会と言い、祭式者会とも和訳される。

いわば司祭の共同体である参事会の起源は古く、ヴェルチェッリの司教エウセビウス (Eusebius Vercellensis, 283頃 - 371) が部下の聖職者達のために最初に共同生活 (*vita communis*) を導入したことがアンブロシウス (Ambrosius, 339頃 - 397) によって言及されている。³ その後388年に北アフリカのヒッポに戻ったアウグスティヌス (Aurelius Augustinus <Hippo>, 354 - 430)⁴ が、391年に司祭に叙階される以前から、同行した仲間と共に、新約聖書の使徒言行録に記されたエルサレムの共同生活 (使 4.32, 35) を範とし⁵、司祭的な生活と修道士的な生活とをうまく統合⁶した修道生活を送り、その際にアウグスティヌス会則が成立した。幾人かの彼の弟子が司教となり、任地の北アフリカ各地にヒッポでの修道生活を広めたが、ヴァンダル族の侵攻によって衰微してしまった。

2 Vgl. Schieffer, Rudolf: *Kanoniker*. Sp. 903. Marchal, Guy P.: *Domkapitel*. S. 136.

但し、この場合の *canonicus* は元来は司教の一覧表を意味していたのではないとも言われている。Vgl. Marchal, Guy P.: *Domkapitel*. S. 136. Schieffer, Rudolf: *Kanoniker*. Sp. 903.

3 Vgl. Schmid, Michael: *Augustiner-Chorherren*. S. 723. Frank, Karl Suso: 2. Eusebius, Bf. v. Vercelli. In: *LM*. 4, Sp. 108.

4 ヒッポのアウグスティヌス及びアウグスティヌス会則については以下の文献も参照した。Balthasar, Hans Urs von (Hrsg.): *Die großen Ordensregeln*. 8. Aufl. Einsiedeln, 2010, S. 135 - 171.

5 Vgl. 「全てを彼らは共有し、それは各人に必要に応じて分配された (Alles hatten sie gemeinsam und jedem wurde zugeteilt, je nachdem er es bedurfte.)」 Balthasar, Hans Urs von (Hrsg.): *Die großen Ordensregeln*. S. 161. (引用は Winfried Hümpfner のドイツ語訳から。)

6 Vgl. Schmid, Michael: *Augustiner-Chorherren*. S. 723

しかし、アウグスティヌスの残した多大な功績によって彼の理想は更に引き継がれ、5 世紀以降も聖職者の規律と教育の向上を目指す取り組みが行われた。しかし、参事会独特の制度が初めて確認できるのは 6、7 世紀になってからであり、詩編唱定式 (*ordo psallendi*) の導入との関係が考えられる。⁷ 参事会員 (*clerici canonici*) は司教座聖堂や都市及び地方の大聖堂、また大きな小教区に於いて荘厳な典礼と政務日課を託された全ての階級の聖職者であり、その為に教会財産で養われ、司教または主席司祭の監督の下で共同生活を行った。

しかし、7 世紀には参事会と修道院の類似性が甚だしくなり、秩序と統一性を重視したカロリング朝に於ける教会改革の過程で、参事会に特化した規則によって差別を明確にする必要性が意識された。メッツの司教クロードガング (*Chrodegang von Metz*, 712/15 頃 - 766)⁸ はローマ式典礼を導入する関係で、755 年頃彼の聖堂参事会の為に、司教の監督の下で聖職者達が共同生活することを定めた、伝承される最古の参事会規則 (*regula canonicorum*) となる規則 (*institiuncula*) を作った。その共同生活は本質的には、典礼を中心とした日課と年中行事に合わせ、同時に司牧の義務をも考慮したものであった。参事会員は自分の財産を教会に委ねなくてはならなかったが、この共同生活は禁欲を目的としたものではなかったので⁹、その使用権は生涯に亘って認められていた。この参事会規則は地域を越えた広がりを持つには至らなかった。¹⁰

これに対して、ルートヴィヒ敬虔王 (*Ludwig I, der Fromme*, 778 - 840, アキタニア王在位 781 - 814, 西ローマ帝国皇帝在位 814 - 840) が 816 年アーヘンの公会議に於いて、全ての修道士と修道女が今後はベネディクト会則にのみ従うことを命じると共に、帝国全体に亘って拘束力を持った参事会規則 (*Institutiones*

7 Vgl. Marchal, Guy P.: Domkapitel. S. 136.

8 メッツのクロードガングとその参事会規則に関しては以下の文献も参照した。Oexle, Otto Gerhard: Chrodegang. In: LM. 2, Sp. 1948ff. Semmler, Josef: Chrodegang von Metz. In: TRE. 8, S. 71 - 74.

9 Vgl. Marchal, Guy P.: Domkapitel. S. 136.

10 しかしゲーツはこの規則の一時的普及を主張している。Goez, Werner: KuI. S. 69.

また、エークスレは 1000 年頃にこの規則の古英語への翻訳がなされた点を指摘し、この規則が後の参事会員の生活 (*vita canonica*) 規則の手本となったと述べている。Vgl. Oexle, Otto Gerhard: Chrodegang. Sp. 1949.

canonicorum) と敬虔な女性(共唱祈祷修道女)達の為の共住規則(Institutiones sanctimonialium)の作成を命じた。¹¹このアーヘン参事会則(Istitutiones Aquisgranenses)¹²は修道院に於ける禁欲生活に対して教会内に於ける教会の為の奉仕を対置し、その為、参事会員と共唱祈祷修道女にはより質の高い衣服の着用を認め、肉・肉製品の摂取を制限する小斎(abstinentia)及び食事の量を制限する大斎(jejunium)を軽減し、そしてとりわけ私有財産と共同体に入ってから受け取る教会禄の個人使用と、更には住居の所有も認めた。それ故、規律という点では極めて不都合であったが、家督を継ぐことの出来ない貴族の息子達にとって、また宗教的な生活を送りたいという希望はあっても、修道院の厳しい規則に従う事は望まない男女の貴族達にとって、参事会は魅力的なものとなった。¹³ルートヴィヒは帝国内にこの会則を徹底させるため監督機構(missi dominici)も利用した。ここに至って漸く、アーヘン参事会則によって参事会(Stift, Kapitel)という機関が根柢づけられたのである。その結果、9世紀中に41の参事会聖堂(Stiftskirche)が作られ、10世紀前半で16、その後も更に増え続け、11世紀初頭には飛躍的にその数を増した。¹⁴

しかし、この様に参事会が隆盛を極める一方で、そこに内在する問題も顕在化してきた。次節ではその問題点と11世紀の参事会改革について述べたいと思う。

3. 11世紀の参事会改革

3.1. 参事会の諸問題

参事会は複数の参事会員を養うに十分な財力があり、必要な建物を用意する

11 クルズィウスはこの指示を教会の規則に対する世俗権力の介入を意味すると述べ、この直後から監督機構の下で多様な修道院規則が無効となったばかりか、これらの規則の下で可能であった、修道士、聖職者、一般信徒という異なる身分からなる多様な共同生活も違法とされた、と指摘している。Vgl. Crusius, Irene:Stift. S. 161.

12 アーヘン参事会則については以下の文献も参照した。Semmler, Josef: Institutiones Aquisgranenses. In: LM. 5, Sp. 451f.

13 Vgl. Goetz, Werner: Kul. S. 69. Föbel, Amalie /Hettinger, Anette: Klosterfrauen, Beginen, Ketznerinnen. S. 22.

14 Vgl. Goetz, Werner: Kul. S. 70.

ことの出来る全ての教会に発生及び設立することが出来た。参事会員の生活の基盤は各参事会員に帰属する教会禄であり、これが参事会員に比較的、行動の自由を与えた。また、会議に於ける共同決定権も有していた。

当初、参事会を設置した者の多くは司教であり、彼らは都市の支配者兼司教区の長として、参事会を宗教及び政治的目的の為に利用した。司教座聖堂の他に少なくとも 1 つの参事会のある事が司教都市の理想的な形であり、また教区内の他の司教参事会は小教区教会を編入して地域の教会の中心となることで司教の地域開発と小教区の組織化に役立ち、司教の支配権を際立たせ且つ確実にする機能を満たしていた。また彼らは自分達の主任司祭 (Propst) が助祭長 (Archdiakon) に任命されることで司教区を十分に組織することが出来た。参事会は更に司教にとっては、司教区のみならず、帝国の業務に於いても多様な任務を行う人材の宝庫であった。その教会禄は、政治的、法的、宗教的及び管理業務にも用いることが出来た。

皇帝と国王、貴族、そして 13 世紀以降は都市と市参事会も司教の例に倣い、参事会を宗教的機関としてのみならず、同時に支配の為の道具としても利用した。皇帝と国王達は自分達の権力の中心地や城に参事会を設置し、一方では支配者一族の正当性の認識を死者の記念祈祷により定着させると同時に、荘重な典礼により正当性を表し、他方では将来の指導の人材を育成し、蓄えておく為の場として参事会を利用した。貴族達は城や居住地に参事会を置き、領地及び支配権の拡大と強化に利用すると共に、死者の記念祈祷を通じて、家族と氏族のアイデンティティを確立すると同時に支配権を表現することに利用した。この状況は共唱祈祷修道女参事会 (Kanonissenstift) に於いても同様であった。¹⁵

上記の様な多様な任務を果たすには参事会員に行動及び移動の自由が確保されねばならなかった。その為、定住義務 (Residenzpflicht) が無視され、祭式者職 (Kanonikat) を有する全ての者が個人の住居を請求する権利を得て、共同生活 (vita communis) が廃れ、生計資産を司教の生計資産から分離し、参事会宛ての寄付を受ける等して、参事会のみを充当される生計資産を確保し、更

15 Vgl. Crusius, Irene:Stift. S. 163.

に、9世紀頃から参事会の責任者と見なされていた参事会長 (Dekan) の為に、司教座聖堂主席司祭 (Propst) の監督機能が徐々に弱まり、消滅する事態となった。その上、参事会本来の目的である参事会員による荘厳な典礼にも支障を来すようになった。多くの参事会は「自宅に住む妻帯聖職者達の団体 (colleges of married clergy who lived in their own houses)」¹⁶となった。

3.2. 1000年前後の参事会改革

この様な状況に対し、複数の司教座に於いて改革の動きも現れ、厳格な共同生活によって他の参事会の改革の手本となるような参事会も現れた。例えば、975年ランスの大司教アダルベロー (Adalbero, 920/930頃 - 989) が自身の司教座教会に共住を義務づける厳格な規則を持つ参事会を創設すると、他の地域でもこの例に倣う司教が現れた。¹⁷また、「修道院的な厳しさ (die „klösterliche Härte“)」¹⁸で讃えられ、他の模範とされたヒルデスハイムの司教座聖堂参事会で数年間生活し、聖職者となる為の教育を受けたハインリヒ2世 (Heinrich II, der Heilige, 978 - 1024, ドイツ国王在位 1002 - 24, 神聖ローマ皇帝在位 1014 - 24)¹⁹は、981年に解消されたメルゼブルク司教区を1004年に回復し、1007年には苦勞の末、新たにバンベルク司教区を設立して上部マイン地方を彼の権力の中心及び帝国教会の新たな一員として活性化し、他の模範となる司教座聖堂参事会を作った。彼は1007年のバンベルクを皮切りに、複数の司教座聖堂参事会の名誉会員となった。また、ピザンチンに対抗する教皇と南イタリアの貴族を助ける為に行った3度目のイタリア遠征の帰途、1022年8月1日にパヴィアに於いて教皇ベネディクト8世 (Benedictus VIII, 在位 1012 - 24) と共に公会議

16 Morris, Colin: PM. S. 74.

17 Vgl. Goetz, Werner: Kul. S. 70.

アダルベローについては次の文献も参照した。Bur, Michel: Adalbero, 2. A., Ebf. v. Reims. In: LM. 1, Sp. 92f.

18 Vgl. Goetz, Werner: Kul. S. 70.

19 ハインリヒ2世に関しては以下の文献も参照した。Wendehorst, Alfred: Heinrich, 2. H. II. „dt. Ks., I Leben und Regierung. In: LM. 4, Sp. 2037ff. Zimmermann, Harald: Heinrich II. In: TRE. 15, S.1ff.

を開いて、聖職者の独身制を強く説き、聖職者の世襲によって教会の財産が減じるのを防ごうとした。ハインリヒ 2 世は寄進を通じて複数の司教区を国王の支配権の防御として安定させ、その見返りとして奉仕を求め、大聖堂参事会や修道院の提案を無視し、優れた司教や大修道院長を任命することで帝国教会内での国王の権力を万全なものとしたのではあるが、彼が参事会や修道院の改革運動に大きな推進力を与えたのも事実である。彼の在位中におよそ 40 の司教座聖堂参事会が設立され、複数の修道院が彼の促しで参事会に移行した。²⁰

このような謂わば改革の中心となった司教座聖堂参事会は他にも、シャルトル、パリ、ラオン、リュティッヒ、リオン、ブザンソン、トリアー、ヴェルツブルク、ケルン、チューリヒ、ユトレヒト、マクデブルクが挙げられる。²¹

3.3. ローマ・カトリック教会改革と参事会改革

1042 年彼の司教座聖堂に名声の高い参事会を作ろうとした北イタリアのチェゼーナ司教ヨハネス (Ioannes Caesenatensis) は次のように書いている。

しかしこの 2 種の生活方法 [修道僧と信徒] の中間に位置するのが、教会に於いて役立つことが明らかになる程、教会の頭である主ご自身により直接繋がっている、と信じられている聖職者の生活方法である。即ちもし、彼らが全ての上にあって全ての生活を見る教会の目であり、特別の委託により全ての人々を司牧するならば、確かに彼ら自身が使徒達の姿を持続けるからである。と言うのも、使徒達はキリストによって教会の牧者とされ、伝道するよう世に送られたからである。それは彼の羊達を養い、そして自分自身のみならず、説教の言葉によって教えられ、手本に倣って形作られた全ての人々を永遠の国の喜びへと導くためである。彼らは結びつけ、解く力を魂の中に授かり、主の羊の群れを養った。彼らは皆和合し、全てを共有した。そして 1 つの信仰を共にする信者達が 1 人の主の牧者達であっ

20 Vgl. Goez, Werner: Kul. S. 71.

21 Vgl. Schmid, Michael: Augustiner-Chorherren. S. 724.

たように、恰も何も持たないかのように全てを共有する者達であった。それ故、使徒達の仕事に倣う聖職者達は、彼らと職名で一致し、行動で大きく異ならないように、彼らの習慣を取り入れなければならない。そしてそれ故、神の慈悲の働きによりチェゼーナの司教となっている、この私ヨハネスは、主に鼓舞されながら、我々司教団の下にいる聖職者達の生活を改善するよう努め、天の好意により、これまで我々の教会にあった墮落した習慣を根絶しようと努力してきた。何故ならば我々の教会では墮落した習慣があまりにもひどく蔓延し、司祭と助祭及びその他の教会の職にある者達が自分達と教会に奉納されたものを共有も信仰のために使うこともせず、恥ずべき貪欲さで利益を得ることに熱中し、それらを恰も盗品のように互いに分配し、それを各々が自宅に持ち帰り、そこで自分の分け前を、極めて軽蔑すべき事に、家人と、尚悪しきことに、女と蕩尽していたのだ。²²

22 Laudage, Johannes / Schrör, Matthias (Hrsg.) : Der Investiturstreit. Quellen und Materialien (Lateinisch - Deutsch). 2. völlig überarbeitet und stark erweiterte Aufl. Köln, 2006, S.36. ラテン語からは筆者が訳したが、その際に対訳のドイツ語訳(訳者不詳)を参照した。また引用文中の [] 内は筆者が補った。„Sed inter has duas conversationis species media est vita clericorum, qui quanto in ecclesia oportuniore existunt, tanto ipso Domino, qui ecclesie caput est conciniores esse creduntur. Si enim sunt ecclesie oculi qui omnium vitas super omnes positi inspiciunt, et speciali mandato universos pascunt, nimirum ipsi apostolicam imaginem retinent quia a Christo ecclesie pastores effecti in mundum predicaturi missi sunt, ut eius oves passerent et solum se, sed etiam universas gentes predicationis verbo instructas et exempli imitatione formatas ad eterni regni gaudia ducerent qui accepta potestate in animas ligandi atque solvendi dominicum passebant gregem omnes unanimiter sentientes omnia comuniter possidentes, et sicut unius fidei erant cultores unius Domini predicatorum, ita comuniter tamquam nichil abentes omnium erant possessores. Debent itaque clerici qui eorum ordinem imitantur, eorum mores assumere quatenus quibus concordant in nomine, non penitus discrepent in actione. Et ideo ego quidem Johannes divini respectu operatione episcopus cessionis clericorum nostri episcopatus vitam in melius reformare Domino inspirante laborans pravum morem qui actenus in nostra ecclesia fuerat, celesti favore eradicare nisus sum; adolevit enim in nostra ecclesia tam prava consuetudo ut sacerdotes et diacones ceterique ecclesiastici ordines stipendia sua et ecclesie oblationes non comuniter possiderent neque in pias causas expenderent sed turpis avaritie lucro dediti quasi predam invicem dividentes per singulas suas domos deportarent, ubi cum familiaribus suis et quod deterius est, cum mulieribus portiones suas cum summo respectu consumerent.“

ここでは、司教、司祭、助祭及びその他の聖職者達が使徒達の生き方に倣うべき事が先ず基本にあり、その上で財産を共有し、共同生活をすべき事が説かれている。それに対し、各々自分の住居を持った聖職者達が教会財産を自分達の間で分配し、自宅へ持ち帰って家人と使っていたことが非難されている。これは 1022 年のパヴィアの公会議で、教会財産を何代にも亘って自分達の子孫に相続する聖職者達から守ろうとしたハインリヒ 2 世の姿とも重なる。

しかし、ヨハネスは更に聖職者達が妻又は愛人と同居している点も非難している。遅くとも 4 世紀以降は教会法上、上級聖職者、特に司教には独身制 (caelibatus) が求められていたが²³、各聖職者にはそれぞれ私的な領域があり、私有財産の使用が認められ、通常は僅かながらも農業も営んでいた聖職者達にとって独身制は非現実的であり、都市の聖職者達にとっても妻帯は生活の現実であったため独身制は長らく守られていなかったし、世間の見方も極めて寛容であったが、11 世紀に入ると、カトリック教会の改革派が本気で聖職者の独身制を徹底させようと動き出した。²⁴ この動きに関しても、聖職者達に相続者たる子孫を作らせないようにして教会財産を守ろうとする意図があったとする解釈も成り立つ。²⁵ しかし、プライスは「危機に立たされていたのは、教会財産や教皇の権威のみではなく、キリスト教の本質でもあった」²⁶ と述べ、信徒も聖職者も、その多くが、来世に目を向け、そしてこの世の権力を信じないことでキリスト教本来の精神を再び取り戻すことを求めていた点を指摘している。

11 世紀前半に、教会の権威を否定し、聖職者達を無用の者と見なす異端者達が多数出現し、また、隠修士達が教会外で活躍して広く民衆の信仰を集めた事

23 Vgl. Price, Richard M.: Zölibat II. Kirchengeschichtlich. In: TRE. 36, S.722-739, hier S.727. Goetz, Werner: Kul. S. 68.

24 Vgl. Price, Richard M.: Zölibat II. S.728. Goetz, Werner: Kul. S. 68f.

25 Vgl. Price, Richard M.: Zölibat II. S.727. Goetz, Werner: Kul. S. 75.

26 ebd. „Was auf dem Spiel stand, war nicht einfach Kirchengut oder die päpstliche Autorität, sondern das Wesen des Christentums.“

は既に述べた通りであるが²⁷、筆者はカトリック教会の改革派の聖職者達には、キリスト教本来の精神を取り戻そうという意図と同時に、自分達聖職者の存在意義が疑問視されることに対する可成りの危機感があったと考えている。ゲーツは、カトリックの教義では正式に叙階された司祭のみが、神の名に於いて罪を許し、聖体の秘蹟でパンと葡萄酒をキリストの真の肉体へと変える能力を有するとされており、神の恩恵を司るため信徒とは異なる特別な階級 (Ordo) に属している点を指摘しているが²⁸、チェゼーナの司教ヨハネスは、聖職者達が「ただ神の礼拝にのみ専心し、一般大衆の生き方からはかけ離れているようになるため (ut solummodo divino cultui mancipentur, a populari conversatione remoti fiant)」²⁹に共同生活をするのだと述べて、聖職者には一般大衆とは異なる生き方を求めている。改革派の要求は正にこれと一致している。聖職者が聖職者として真に認められるには、信徒とは異なる生活、一歩踏み込んで表現するならば、信徒には真似る事のできない、異端派に取って代わられることのない、使徒達の後継者に足る生き方をしなければならぬと考えていたのではないだろうか。聖職者は修道士に比べより一層信徒に接する機会が多く、その分信徒に対する影響も大きい。改革派の聖職者達にとっては聖職者の改革は正に喫緊の課題であったと考えられる。

1049年に最初の改革派教皇と見なされているレオ9世 (Leo IX. 在位 1049-1054) が教皇に着座し、主として聖職者の独身制の徹底と聖職売買の廃止に力を注いだ。³⁰ 1057年にはミラノで聖職者の独身制を強要するパタリニアとその反対勢力の対立が頂点に達し、ローマ教皇庁も仲裁に乗り出したが、この初回

27 拙論「マクデブルクのメヒティルト著『神性の流れる光』の社会的背景1 —私有教会制、修道院改革と11世紀に於ける異端の発生—」(『言語 文化 社会』第13号 学習院大学外国語教育研究センター 2015年3月 S.1-18)、「マクデブルクのメヒティルト著『神性の流れる光』の社会的背景2 —中世の隠修士—」(『言語 文化 社会』第14号 学習院大学外国語教育研究センター 2016年3月 S.1-17)を参照のこと。

28 Vgl. Goetz, Werner: *Kul.* S. 67.

29 Laudage, Johannes / Schrör, Matthias (Hrsg.) : *Der Investiturstreit.* S.36.

30 レオ9世については以下の文献も参照した。Blumenthal, Uta-Renate: *Leo IX.* In: *TRE.* 20, S.742ff. Schieffer, Rudolf: *Leo, 11. L. IX., Papst.* In: *LM.* 5, Sp. 1880f.

に派遣された内の 1 人が、後の改革教皇グレゴリウス 7 世となるヒルデブラン
ト (Hildebrand, 1020/25 頃 - 1085) であった。³¹ 1059 年、当時助祭長だった彼
がラテラノ教会会議を主導し、教皇ニコラウス 2 世が同意して以下の決定を下
した。レオ 9 世の決定後に愛人を妻にしたり妻を離縁しないでいる司祭、助祭、
副助祭には、破門をもって、ミサを歌う事、福音書やその他の朗読を行う事、
先に述べた規則に従っていた者達と礼拝を共にする事、教会からの割り当てを
保持する事を禁じ、信徒らにもこの様な司祭のミサには参加しないよう指示し
た。³² また、同じく司祭、助祭、副助祭に食事と寝起きを共にし、教会から受
け取るものを全て共有する事、使徒的生活即ち共同生活を達成するよう力の限
り勤める事を規定した。³³

しかしその後も長い間この厳格な立場が徹底される事はなかった。

3.4. アウグスチノ修道参事会

改革派に同調する動きも徐々に拡大し、このより厳格な理想を表現する規則
が求められ、アウグスティヌス会則が拠り所とされるようになった。この時ア
ウグスティヌス会則が用いられたのは、恐らく、この会則が、全てを共有し、
それを必要に応じて各人に分配した、エルサレムの原始教会に於ける使徒達と
信徒達の共同生活を理想として掲げているからであろう。そして 11 世紀半ば
からアウグスティヌス会則に基づく参事会が現れ、11 世紀末にはこの会則を
採用する参事会が多くなった³⁴。この中でドイツではパッサウの司教アルトマン
(Altmann von Passau, Sanctus Altmannus, 1010/20 頃 - 91)³⁵ がザンクト・ニコラ

31 Vgl. Keller, Hagen/Zumhagen, Olaf: Pataria. In: TRE. 26. S.83ff. Golinelli, Paolo: Pataria. In: LM 6. Sp. 1776f. 拙論「マクデブルクのメヒティルト著『神性の流れる光』の社会的背景 2 —中世の隠修士—」S.10f.

32 Vgl. Laudage, Johannes / Schrör, Matthias (Hrsg.) : Der Investiturstreit. S.62ff.

33 Vgl. ebd.

34 Vgl. Morris, Colin: PM. S. 76. Schmid, Michael: Augustiner-Chorherren. S. 725.

35 Vgl. Goetz, Werner: KuI. S. 73. アルトマンとロッテンブーフについてはそれぞれ以下の文献も参照した。Schieffer, Theodor: Altmann, I. A., Bf. v. Passau. In: LM. 1, Sp. 477ff. Weinfurter, Stefan: Rottenbuch. In: LM. 7, Sp. 1055

(1073年以前)に参事会を設立し、ザンクト・ペルテンとザンクト・フロリアンの参事会を改革、アマガウにロッテンブーフ参事会(1073/1074年)を設立した。特にロッテンブーフ参事会は教会改革に大きな影響を与えた。この参事会はバイエルン公ヴェルフ4世(Welf IV, - 1101)とその妻ユーディト(Judith)の寄進により、隠修士達の集落があった場所に設立されたが、その後1090年にローマ教皇に譲渡された。当時の教皇ウルバヌス2世(Urbanus II, 在位1088-99)は、ロッテンブーフ参事会に関する教書の中で聖職者を2種に区別し、アーヘン参事会則に従う者も含め、諸悪の根源であると考えられた財産の私有とそれを防ぐ共同生活(vita communis)に対して寛容な立場を取る参事会員を在俗参事会員(canonici seculares)と呼び、厳格な立場を取り、使徒的生活を模倣する者達を修道参事会員(canonici regulares)と呼んだが、やがて一般に、在俗参事会員、即ちアーヘン参事会則に従う参事会員と共同生活を営まない参事会員から区別するため、アウグスティヌス会則に従う参事会員を修道参事会員と呼ぶようになった。³⁶

こうして在俗参事会と区別され、修道参事会の優位が明確になった為、既存の参事会を修道参事会に改革又は新設する動きが顕著になった。これら修道参事会は総称してアウグスチノ修道参事会(Capitula Sancti Augustini)とも呼ばれるようになったが、それらは概ね以下の様にして増加した³⁷。司教が在俗参事会を修道参事会に改変した。しかし、参事会員らの強い抵抗でそれが叶わない場合は、その中でも改革に好意的な参事会員達に新たに修道参事会を別個設立させた。全く新たに設立された修道参事会も多かった。大抵は既に改革された修道参事会出身の聖職者達を招いて新設した。また、隠修士の集団が修道参事会を形成する事もあった。修道院に入る事が出来なかったか、或いは修道院の生活をあまりに弛緩していると考えている隠修士達にとっては修道院に入るという選択肢は殆ど無く、また、アウグスティヌス会則はベネディクトゥス会則よりも遙かに細目が少なく、共同体独自の規則を許す余地があり、しかも多く

36 Vgl. Morris, Colin: PM. S. 76f. Goetz, Werner: Kul. S. 72. Schmid, Michael: Augustiner-Chorherren. S. 724.

37 Vgl. Morris, Colin: PM. S. 77f. Schmid, Michael: Augustiner-Chorherren. S. 725.

の隠修士達が瞑想のための隠遁と同時に行っていた伝道や貧者に対する慈善行為も可能であった為である。³⁸ また、旅行者や巡礼者の為の修道参事会も、多くは指導的立場にある信徒によって、作られた。その結果 11 世紀末には修道参事会員という身分とその指標であるアウグスティヌス会則は、司教座聖堂から辺鄙な地方の小教会に至るまで、宗教生活の全般に見られるようになった。³⁹

4. 結語

司祭、助祭等の聖職者は一般に修道僧に比べ信徒と接する機会が多く、その行状も目に付き易い。しかし彼らの全てが必ずしも宗教的な適性を備えていたわけではなかったであろうし、聖職者の中でも少なからずの者が将来の生活の保障を求めた貴族達であった事を考えると、厳格な禁欲生活を送る事のできるものは寧ろ少数であったと推察される。まして、典礼と信徒の司牧以外に種々の世俗的な業務も担っており、俗世と接する機会が多かったのであるからなおさらである。しかし信徒の立場からすれば、自分達とさほど変わりの無い生活をしている聖職者達は特別な存在などではなく、信徒の中には、聖職者の勤めが自分達にも出来ないどころか、自分達の方がより良く出来ると考える者もいただろう。この様な者達の一部が 11 世紀前半の異端者として現れたと筆者は考えている。また、隠修士達の厳しい禁欲と清貧の生活態度は民衆の宗教感情を強く刺激し、それが聖職者達の生活態度に対する批判的な風潮を醸成した事も十分に考えられる。ローマ・カトリック教会内での参事会改革は、自分達が使徒達の後継者である事を誇りに思う改革派の人々の使徒達の共同生活という理想を尊ぶ精神と、如上の外部からの圧力と教会財産保護の必要性とが推進力となって行われたと言えよう。

その改革が、全てを共有し、必要に応じて分配したエルサレムの原始教会での使徒達と信徒達の共同生活を、その目標として掲げるアウグスティヌス会則を採用したのは必然であったと言っても過言ではあるまい。そしてこのアウグスティヌス会則に基づくローマ・カトリック教会による参事会改革の流れの中

38 Vgl. Morris, Colin: PM. S. 77f.

39 Vgl. Morris, Colin: PM. S. 78.

で、1120年にまた1つの大きな運動が始まった。巡回説教師だったクサンテンのノルベルト (Norbert von Xanten, Sanctus Norbertus, 1080/85 - 1134) が北フランスのラン近郊のプレモントレにアウグスティヌス会則とアウグスティヌスの手によると誤解されていた修道院規則 (Ordo Monasterii) に基づく、聖職者達と男女の信徒修道士達の共同体である、修道院的な司教座聖堂参事会修道会プレモントレ会 (Ordo Praemonstratensis) を設立した。⁴⁰ ノルベルトは自分の巡回説教に同調し、全てを共有する祈りの共同生活を希望する聖職者や男女の信徒達を、従来の巡回説教師のように引き連れて歩くのではなく、自分の設立した、またはプレモントレ会に倣って改革した修道院に連れて行き、プレモントレ会の改革運動を拡大していった。その後1126年に彼がマクデブルクの大司教に叙階され、信奉者達が幻滅し、プレモントレ会が危機的状況に陥った時に立て直したのが、1128年にプレモントレ会の初代大修道院長となったフォッセのフーゴー (Hugo von Fosse(s), 1093頃 - 1164) であり、徐々にプレモントレ会を組織的に統一し、1150年から60年にかけてプレモントレ会の修道院は100を超えるに至り、小病院 (Hospital) もマクデブルク等各地に作られた。また13世紀以降プレモントレ会は殆ど全ての国で、譲渡された小教区に於いて自分達で司牧を行うようになった。一方ノルベルトは1129年にマクデブルクの聖母教会の参事会を彼の原理に従って改革し、これがドイツ北東部地方にも伝播した。

上記の様に11世紀に始まった参事会(員)改革はローマ・カトリック教会による教会改革でもあったが、この改革運動は、更なる修道院改革運動とも相まって、信徒らの宗教的情熱を掻き立てると同時にその受け皿にもなった。これ以降、プレモントレ会以外にも信徒達が参加する種々の宗教運動が現れ、ローマ・カトリック教会と信徒達とが時には協働し、時には反目し合い乍ら、そのまま

40 クサンテンのノルベルトとプレモントレ会については以下の文献を参照した。Horstkötter, Ludger: Prämonstratenser. In: TRE. 27, S.167 - 171. Ders.: Prämonstratenser, -innen. I. Entstehung, II. Doppelklöster, III. Männer-und Frauenklöster, IV. Struktur und Verfassung, V. Bevölkerung und Kloster, VI. Bedeutende Persönlichkeiten. In: LM. 7, Sp. 146 - 150. Elm, Kaspar: Norbert von Xanten. In: TRE. 24, S.608 - 612. Ders.:Norbert v. Xanten. In: LM. 6, Sp. 1233ff.

マクデブルクのメヒティルト著『神性の流れる光』の社会的背景 3—11 世紀の参事会改革— (狩野智洋)

マクデブルクのメヒティルトが生きた時代へと続いて行く。

*本研究は JSPS 科研費 23520393 の助成を受けたものである。

文献表

一次文献

Mechthild von Magdeburg: Das fließende Licht der Gottheit. Nach der Einsiedler Handschrift in kritischem Vergleich mit der gesamten Überlieferung. Hrsg. von Hans Neumann. München / Zürich, 1990.

Mechthild von Magdeburg: Das fließende Licht der Gottheit. Hrsg. von Gisela Vollmann-Profe. Frankfurt/M, 2003.

Mechthild von Magdeburg: Das fließende Licht der Gottheit. Zweite, neubearbeitete Übersetzung mit Einführung und Kommentar von Margot Schmidt. Stuttgart-Bad Cannstatt, 1995.

マクデブルクのメヒティルト (上田兼義 訳) : 神性の流れる光 キリスト教神秘主義著作集 第4巻I 東京 1996。

マクデブルクのメヒティルト (香田芳樹 訳) : 神性の流れる光 ドイツ神秘主義叢書1 東京 1999年。

共同訳聖書実行委員会 : 聖書 新共同訳—旧約聖書続編つき 東京 1987/1988。

Balthasar, Hans Urs von (Hrsg.) : Die großen Ordensregeln. 8. Aufl. Einsiedeln, 2010.

Laudage, Johannes / Schrör, Matthias (Hrsg.) : Der Investiturstreit. Quellen und Materialien (Lateinisch - Deutsch) . 2. völlig überarbeitete und stark erweiterte Aufl. Köln, 2006.

二次文献

Krause, Gerhard / Müller, Gerhard (Hrsg.) : Theologische Realenzyklopädie.

- Studienausgabe. 1-36. Berlin, New York, 1993-2006.
- Avella-Wildhalm, Gloria / Lutz, Liselotte / Mattejiet, Roswitha / Mattejiet, Ulrich
(Hrsg.) : Lexikon des Mittelalters. Taschenbuchausgabe. 1-9. München, 2003
- 大貫隆 / 名取四郎 / 宮本久雄 / 百瀬文晃 編：キリスト教辞典 東京 2002。
- 川口洋：キリスト教用語独和小辞典 東京 1996。
- 今橋朗 / 竹内謙太郎 / 越川弘英 監修：キリスト教礼拝・礼拝学事典 東京
2006。
- Ruh, Kurt: Geschichte der abendländischen Mystik. 1 (2., Aufl.) -4. München,
1993-1999 (Bd.2-3) , 2001 (Bd.1.) .
- McGinn, Bernard: The presence of God: a history of Western Christian mysticism.
1-3. New York, 1991-1998.
- Langer, Otto: Christliche Mystik im Mittelalter. Darmstadt, 2004.
- Grundmann, Herbert: Religiöse Bewegungen im Mittelalter. 4., unveränderte
Auflage. Reprografischer Nachdruck der 1. Auflage, Berlin 1935 (=
Historische Studien, Heft 267) Mit einem Vorwort zum Neudruck 1960
und dem vom Verfasser auf dem Zehnten Internationalen Kongreß
der Geschichtswissenschaften, Rom 1955, erstatteten und ergänzten
Forschungsbericht „Neue Beiträge zur Geschichte der religiösen Bewegungen
im Mittelalter“. Darmstadt, 1977.
- Grundmann, Herbert: Ketzergeschichte des Mittelalters. 3., durchgesehene Aufl.
In: Die Kirche in ihrer Geschichte. Ein Handbuch herausgegeben von Kurt
Dietrich Schmidt und Ernst Wolf Band 2, Lieferung G (1. Teil) Göttingen, 1978.
- Goez, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. 2., aktualisierte
Auflage. Bearbeitet von Elke Goez. Stuttgart, 2008.
- Schieffer, Rudolf: Papst Gregor VII . Kirchenreform und Investiturstreit. München,
2010.
- Gleba, Gudrun: Klosterleben im Mittelalter. Darmstadt, 2004.

- Morris, Colin: *The Papal Monarchy. The western church from 1050 to 1250.* Oxford, 1989, reprinted 2001.
- Buttinger, Sabine: *Hinter Klostermauern.* Darmstadt, 2007.
- Lambert, Malcolm: *Medieval Heresy : popular movements from the Gregorian reform to the Reformation.* 3rd ed. Malden, Oxford, Carlton, 2002.
- Kee, Howard Clark : *Was wissen wir Jesus? Übersetzt von Ulrike Jung-Grell.* Durchgesehene Ausg. Stuttgart, 1999.
- Padberg, Lutz E. von: *Die Christianisierung Europas im Mittelalter.* - Stuttgart, 1998.
- Reichstein, Frank-Michael: *Das Beginenwesen in Deutschland : Studien und Katalog.* Berlin, 2001.
- Simons, Walter: *Cities of ladies: Beguine communities in the medieval low countries, 1200-1565.* Philadelphia, 2001.
- Föbel, Amalie / Hettinger, Anette: *Klosterfrauen, Beginen, Ketzerinnen. Religiöse Lebensformen von Frauen im Mittelalter.* Idstein, 2000.
- Ennen, Edith: *Frauen im Mittelalter.* 6. Aufl. München, 1999.
- Borst, Arno: *Lebensformen im Mittelalter. Neuausgabe.* 5. Aufl. Berlin, 2010.
- Goetz, Hans-Werner: *Leben im Mittelalter vom 7. bis zum 13. Jahrhundert.* 7. Aufl. München, 2002.
- Engel, Evamaria: *Die deutsche Stadt im Mittelalter.* Düsseldorf, 2005.
- Schubert, Ernst: *Alltag im Mittelalter. Natürliches Lebensumfeld und menschliches Miteinander.* Darmstadt, 2002.

The social contexts of *The Flowing Light of the
Godhead* by Mechthild of Magdeburg (3)
– The chapter reform in the 11th century –

Karino, Toshihiro

A chapter was a community of canons who were priests intended to officiate in public and provide pastoral care. They were especially required to live the common life in their refectory and dormitory.

Because the chapters were used by the authorities both of the Church and of the outside world not only for religious but also for secular purposes, the many chapters lost their discipline and became “colleges of married canons living in their own houses”. The various undesirable effects of this drift were too serious for the reformers of the Roman Catholic Church and the pious laity to ignore. The Chapters were forced to change their way of life.

Although this reform was not carried out in all of the chapters, it was a part of the wider church reforms driven by the reformers of the Roman Catholic Church, and had a great impact on the religious movements of the Middle Ages.